

令和7年度消防設備士法定講習案内

群馬県

(一社)群馬県消防設備協会

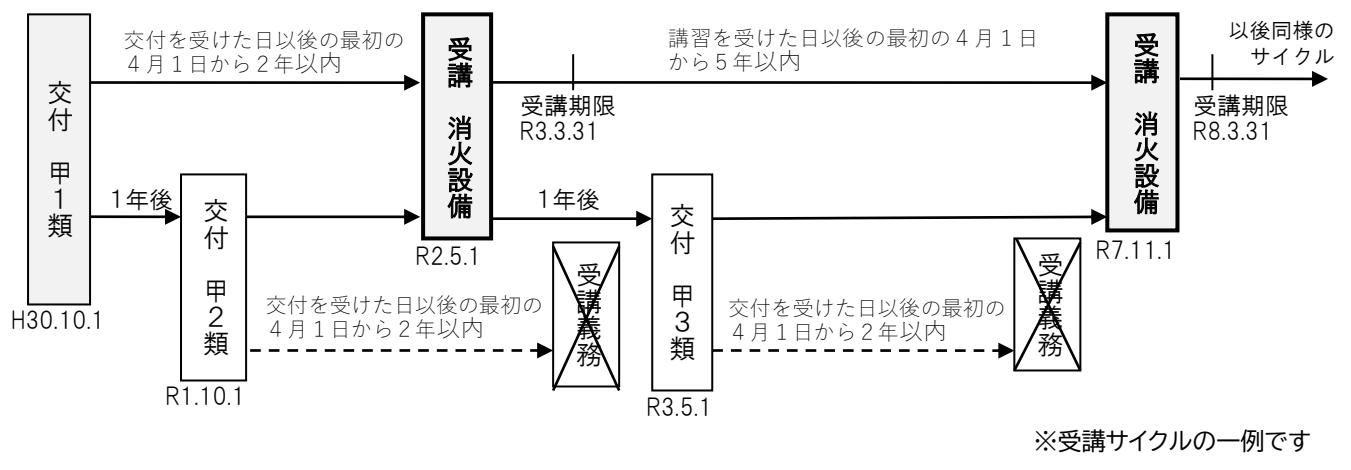
消防法第17条の10の規定による消防設備士に対する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

受講対象者：消防設備士免状の交付を受けている方

受講期限：①消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
②消防設備士講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内

講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初に交付を受けた免状の受講期限で受けてください。

【例】講習区分「消火設備」に該当する資格を複数取得した場合（「警報設備」「避難設備・消火器」も同様）



講習日及び講習会場

講習区分	免状種別	講習日	定員(人)	講習会場
消火設備	第1類 第2類 第3類	11月11日(火) または 11月12日(水)	各日 150	
警報設備	第4類 第7類	11月13日(木) または 11月14日(金)	各日 150	群馬県公社総合ビル 多目的ホール 前橋市大渡町1-10-7
避難設備 消火器	第5類 第6類	11月18日(火) または 11月19日(水)	各日 150	

受講申請手続等

1 申請受付期間

令和7年10月3日(金)～10月9日(木)必着 受付時間：月～金 9:00～16:00(祝祭日除く)

期間前は申請不可 受付期間より前に送られた申請書は返送致します。返送にかかる郵送料は申請者にご負担いただきます。

※各講習日ごとに定員に達するまで先着順に受付けます。第一希望日が定員に達した後に申請があった場合には第二希望日に振替えて受講票を発送します。

2 受講申請書の提出及び受付方法【郵送または持参】

〒371-0854

前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル7F

一般社団法人群馬県消防設備協会 Tel027-210-8222

郵送の場合「消防設備士講習申請書在中」と記載のこと

郵送の場合、封筒はご自身でご用意下さい。

(普通郵便で送られた場合、郵便事故による紛失等の責任は負えません。)

3 受講手数料

群馬県証紙 7,000円 ※収入印紙ではありません。

(県内の証紙売りさばき所で販売。群馬県のホームページでご確認ください。当協会でも扱っております。)

4 受講申請必要書類 (持参・郵送にかかわらず 以下4点を全て揃えて申請)

(1) 受講申請書	太枠内記入 県証紙7,000円貼付 (受講申請書の証紙貼付欄に貼り付けてください。 貼りきれない場合は裏面下部に貼付。) 写真貼付 (※免状書換えの写真ではなく、設備士法定講習の受講申請用) 6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cm、無帽、無背景、正面三分身像。 (裏面に氏名・撮影年月日記入。証明写真と同等の鮮明な画質写真であること。 デジカメから印刷する場合は印画紙に印刷。カラーコピーは不可とします。)
(2) 受講票	太枠内のみ記入してください。 (受付処理後に受講番号・日付を指定し協会から返送するため申請時に必ず提出すること。)
(3) 受講票送付用封筒 (110円切手貼付)	(定形封筒：長さ14cm～23.5cm、幅9cm～12cm) 定形封筒に送付先の郵便番号・住所・氏名を記載し110円切手を貼付。 【持参申請の場合も必須】 当協会では封筒・切手の販売はありませんので必ずご準備の上、 郵送又はご持参ください。
(4) 免状の写し	A4サイズの用紙に免状の両面をコピー(拡大・縮小無)し、同封すること。

【申請上の注意】

- 1 申込後の受講日変更は認められません。
- 2 受理した受講申請書及び受講手数料は返還いたしませんのでご了承ください。
- 3 今回、講習区分2区分以上を受講する方は、講習区分ごとに申請書を作成してください。
受講票・返信用封筒・免状コピーもそれぞれの区分ごとに必要です。
- 4 申請時、複数区分まとめて郵送される場合は、重さ・送料を必ずご確認ください。
- 5 郵送による申請の場合は、受付期間内必着です。(先着順の為、期間前は受付しません。)
- 6 期間内であっても、定員になり次第受付を終了させていただきます。
- 7 申請書類の受講希望日が未記入の場合は、当協会で指定しますのでご了承ください。

講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
1 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 (1) 消防用設備等に関する規制の概要 (2) おおむね過去5年間における消防用設備等の技術上の基準の改正要点 (3) おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点 (4) 消防設備士の責務 (5) 特異な火災事故例及びその問題点 (6) その他防災に関する事項	2時間30分 (9:00~11:30)
2 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 (1) 規則第33条の3に規定する指定区分に応じた消防用設備等 ((2)、(3)及び(4)において同じ。)の工事又は整備に関する技術基準の要点 (2) 消防用設備等の点検要領 (3) 消防用設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点 (4) 消防用設備等の維持管理に関する要点	4時間 (12:15~16:15)

＊＊講習終了後、効果測定・免状交付があるため終了予定時刻は17時です＊＊

科目免除

本講習前6ヶ月以内に他県等で同じ講習を受けられた方は、講習科目のうち上記1の科目免除が受けられます。(※効果測定は免除されません)。今回の講習6日間のうち複数の講習区分を受講される方についても2日目以降の科目免除が可能です。

※今回2区分以上同時に受講申請する場合

- 申請時には講習科目の一部免除の手続きはできないため、申請書の「免除申請欄」は空欄のまま、「2区分以上同時に受講申請する方」の欄に今回受講する区分全てに○を付けてください。科目免除「条件付可」として受講票を発送致します。
- 講習修了後に科目免除適用となりますので、翌日以降は科目免除者受付時間にお越しください。

(科目免除者受付時間 11:50~12:10)

講習当日の注意事項

- 受付は8:30~8:50迄です。(科目免除希望の方は11:50~12:10迄)
 - 受付では、受講票、消防設備士免状を提出し、本人であることの確認を受けてください。
 - 講習で使用するテキストは当日配布します。
 - 講習会場内の飲食は禁止です。昼食をご持参の場合は指定された場所でお召し上がりください。
 - 弁当・昼食等の販売はありません。
 - 本講習の過程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載します。講習終了後に免状を返却しますので、免状裏面に証明印が押印されているかご確認ください。
 - 講義中の携帯電話等の電子機器類の使用、テキスト以外の本を読んでいた場合及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習修了と認められないことがあります。
 - 講習会場は駐車台数に限りがあります。車でお越しの場合は詰め込み駐車となりますのでご了承ください。なお、会場駐車場で発生した事故等は全て当事者の責任とします。
- ※免状の書換え・再交付については講習日に手続きができません。

講習会場案内



群馬県公社総合ビル

- 群馬県庁から (約 1.8km 車で約 5 分)
- 関越自動車道 前橋 IC から (約 3.7km 車で約 7 分)
 - IC 出口 (前橋方面 国道 17 号) → 石倉 3 丁目交差点を左折 → 大渡町交差点を約 100m 過ぎたら左折 → 公社総合ビル
- 国道 50 号方面から
 - 本町 1 丁目交差点を右折 → 千代田町 3 丁目交差点を左折 → 大渡町交差点を右折 → 約 100m 過ぎたら左折 → 公社総合ビル
- バス路線 ・・・ 当ビルの最寄り停留所「公社ビル入口」で下車をしてください。
 - 前橋駅～公社ビル入口～イオンモール高崎 (群馬バス)
 - 前橋駅～公社ビル入口～上野田四つ角方面 (日本中央バス)
 - 前橋駅～公社ビル入口～JR 新前橋駅西口 (群馬中央バス)

※ 駐車場に限りがございますので、公共交通機関のご利用をいたしかね乗り合わせをお願い致します。
お車でお越しの場合は詰め込み駐車とさせていただきます。

消防設備士法定講習の問い合わせ・申込み先

一般社団法人 群馬県消防設備協会

〒371-0854 群馬県前橋市大渡町 1-10-7

群馬県公社総合ビル 7F

TEL : 027-210-8222